

令和2年9月25日

関係各位

(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構
理事長 小善真司

いばらき中小企業グローバル推進機構（茨城県中小企業振興公社を吸収合併）に対する
国（経済産業省）からの指名停止措置等の期間の確定について

このことについては、令和2年2月7日付で国による指名停止等の措置があり、措置期間が未定となっておりますが、本日、措置期間が下記のとおり確定したことが公表されましたので、お知らせいたします。

当機構としては、このような事態が二度と発生しないよう、法令遵守を徹底して再発防止に努めているところであり、引き続き、役職員が一丸となって中小企業支援業務に全力で取り組んでまいります。

記

○措置期間

- ・ 委託等の契約に係る指名停止期間：8か月
- ・ 補助金交付等の停止期間：12か月
- ※指名停止期間の起算日：令和2年2月7日

<参考>国措置の概要（令和2年2月7日付）

| | |
|-------|--|
| 対象事業者 | 公益財団法人茨城県中小企業振興公社 |
| 経緯 | 平成28年度に受給した JAPAN ブランド育成支援事業補助金受給に係る不適切な事務処理があった |
| 措置の概要 | 補助金交付等の停止措置及び契約に係る指名停止措置 ※措置時点では期間未定 |

※なお、令和2年2月26日付で当該措置に係る補助金返還請求通知があり、公社から補助金返還を行っている。